



令和6年7月16日
京都市子ども若者はぐくみ局
担当：幼保総合支援室
電話：(075) 251-2390

未就園児世帯の皆様！お待たせしました！

『こども誰でも通園』の利用者の2次募集を実施します！

～ 就労の有無を問わず、月10時間までの範囲で保育施設等の利用が可能 ～

京都市では、令和8年度からの『こども誰でも通園制度（仮称）』の本格実施を見据え、未就園児世帯のニーズや保育現場における課題等を把握し、円滑な本格実施につなげるため、『こども誰でも通園』の試行実施をしており、7月利用開始の1次募集に多数の申込をいただきました。

この度、10月利用開始の利用希望者の2次募集を実施します。

1 対象児童

0歳6か月から満3歳未満の未就園児（京都市民のみ）

※1 利用可能期間内に上記年齢であることが必要となります。

※2 実施施設により、受入年齢が異なります。

2 利用者募集期間

令和6年8月1日（木）～令和6年8月22日（木）の3週間

3 利用可能期間

令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月）の6か月間

4 実施施設

令和6年7月に実施施設の募集・選定を行いますので、7月31日（水）に、5に記載の本市HP上で公表します。

5 申込方法

以下のURL又は2次元コードから利用の流れや実施施設等を御確認のうえ、お申込みください。（8月1日（木）から申込可能となります。）

なお、申込者多数の場合、募集期間終了後、抽選により利用者を決定します。

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000329450.html>



6 その他

- ・ 保護者の就労の有無等を問わず、月10時間まで、保育施設等を利用することで、お子様が集団生活を経験でき、保護者の方も自分の時間を過ごすことができます。
- ・ 利用料として、1時間当たり300円を上限に施設が徴収します。（別途、施設の事業内容により実費負担が発生する場合があります。）